

平成 22 年 9 月 21 日

土地家屋調査士

原田 信介 殿

佐賀県土地家屋調査士

会長 水竹 亦雄

件名 : 佐賀県の回答について、土地家屋調査士法に抵触するか  
否か、ほかについての件への回答

1. については、土地家屋調査士法に抵触すると思われ、が故に  
佐賀市、その他市町村では土地家屋調査士に委託されている。
- 2, については、法務局と協議し、県の担当者へ改善を申し入れる。

平成 22 年 9 月 8 日

佐賀県土地家屋調査士会

会長 水竹亦雄 殿

土地家屋調査士

会員名 原田信介

件名： 法務局へ提出する地積測量図を測量士が作成した場合に土地家屋調査士法に抵触するか否か、ほかについての件。

1、内容

- 1.法務局へ提出する地積測量図の作成を測量士がおこなっている。この場合に測量士は土地家屋調査士法違反になるか否か。
- 2.土地家屋調査士法違反となると判断された場合は、佐賀県土地家屋調査士会は測量士を告発するのか。または放置するのか。
- 3.佐賀市土地開発公社所有の土地を佐賀市役所の職員が測量士と協働して法務局へ提出した地積測量図の作成をおこなっている場合に佐賀市役所には代位原因も存在しないし佐賀市役所の職員は土地家屋調査士としての登録もおこなっていない。法律等の趣旨に照らして問題があるか否か。
- 4.問題があるとした場合に佐賀県土地家屋調査士会の行動について。
- 5.測量士による法務局へ提出する地積測量図の作成については昭和 57 年 9 月 27 日民三第 6010 号民事局長回答のとおり土地家屋調査士法に抵触するとの民事局長の回答があるが、その回答に照らし合わせてみて佐賀県土地家屋調査士会の今後の行動はいかにあるべきかを会員に示し、法務局へ提出する地積測量図の作成を測量士にさせるべきでは無いものと当職は思考するが、佐賀県土地家屋調査士会は測量士が法務局へ提出する地積測量図を作成しても土地家屋調査士法に抵触しないとの考えか否かについて。また市役所、県の職員と測量士が協働して地積測量図を作成する場合についても法に抵触するか否かについて。

2、添付資料

別紙のとおり